

水振第465号  
令和2年3月10日

関係団体の長様

静岡県経済産業部水産業局長

水産物を取り扱う事業者等における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことについて、別添のとおり、農林水産省から令和2年3月2日付で「食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応について」の文書が発出されましたのでお知らせします。

具体的には、現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されておらず、また、製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い等の一般的な衛生管理が実施されていれば、食品を介した感染を心配する必要はないとされています。

このため、水産物を取り扱う事業者等におかれましては、本内容を御了知の上、引き続き、一般衛生管理等を十分に行っていただくとともに、判断に迷う場合は、最寄りの保健所に相談するなど、適切な対処を行っていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症関連本県水産業関係相談窓口

水産加工業一般関係	流通加工班 054-221-2658
漁業一般関係	水産振興班 054-221-2744
漁業、水産加工業金融関係	水産金融班 054-221-2694

各窓口共通

FAX 054-221-2865

E-mail [suisanshinkou@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:suisanshinkou@pref.shizuoka.lg.jp)

(写)

元食産第 5145 号  
元生産第 1860 号  
元農振第 2977 号  
元政統第 1804 号  
元林政政第 719 号  
元水漁第 1573 号  
令和 2 年 3 月 2 日

関係団体等の長 殿

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

農林水産省農村振興局長

農林水産省政策統括官

林野庁長官

水産庁長官

食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、下記のとおり、厚生労働省から「食品等取扱い事業者の方へ」として、ホームページに食品に関する Q&A が掲載されています。

これによれば、現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されておらず、また、製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い等の一般的な衛生管理が実施されていれば、食品を介した感染を心配する必要はないとされています。

このため、農林水産物を始めとする食品を取り扱う事業所等におかれましては、本内容を御了知の上、引き続き、一般衛生管理等を十分に行っていただくとともに、個別の事案ごとに事業継続等について判断を行い、判断に迷う場合には保健所に相談するなど、適切な対処を行っていただきますようお願いいたします。

併せて、取引先に不当な取引条件を課すことのないようお願いいたします。

## 記

新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）[令和2年2月25日時点版]  
(厚生労働省ホームページより抜粋)

### 1 食品等取扱い事業者の方へ

問1 食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはありますか？

新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年2月21日現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。

製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行ってい一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません。WHOは、一般的な注意として、生あるいは加熱不十分な動物の肉・肉製品の消費を避けること、それらの取り扱い・調理の際には、交差汚染予防のために注意すること、としています。

(参考)

新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）(厚生労働省ホームページ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19\\_qa\\_kanrenkigyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou.html)

# 新型コロナウイルスに関する Q&A(関連業種の方向け)

令和2年2月 25 日時点版

## 1 食品等取扱い事業者の方へ

問1 食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはありますか？

## 2 遺体等を取り扱う方へ

問1 新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体は、24時間以内に火葬しなければならないのですか。

問2 新型コロナウイルスにより亡くなった方の遺体の搬送作業や火葬作業に従事する者が留意すべき事項はありますか。

## 1 食品等取扱い事業者の方へ

問1 食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはありますか？

新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年2月21日現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。

製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません。WHOは、一般的な注意として、生あるいは加熱不十分な動物の肉・肉製品の消費を避けること、それらの取り扱い・調理の際には、交差汚染予防のために注意すること、とっています。

ページの先頭へ戻る

## 2 (略)